

第4期今治市地域福祉計画

・地域福祉活動計画

(骨子案)

令和7年11月時点
今治市
社会福祉法人 今治市社会福祉協議会

目 次

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 地域福祉とは	2
3 圏域の設定	3
4 計画の位置づけ	4
5 計画の期間	5
6 計画策定に当たって踏まえるべき動向	6
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	9
1 統計データ等からみる本市の現状	9
2 アンケート調査等からみる本市の現状	22
3 住民座談会からみる本市の現状	27
4 課題のまとめ	30
第3章 計画の基本的な考え方	31
1 基本理念	31
2 基本目標	32
3 第4期計画の重点取組	34
4 施策体系	41

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

今治市(以下、「本市」という。)では、平成22年度から3期にわたり、「今治市地域福祉計画」を策定し、「つながりと支え合いのある 安心して暮らすことのできるまち」を基本理念に、地域の連携強化や誰もが暮らしやすいまちづくりに取り組んできました。

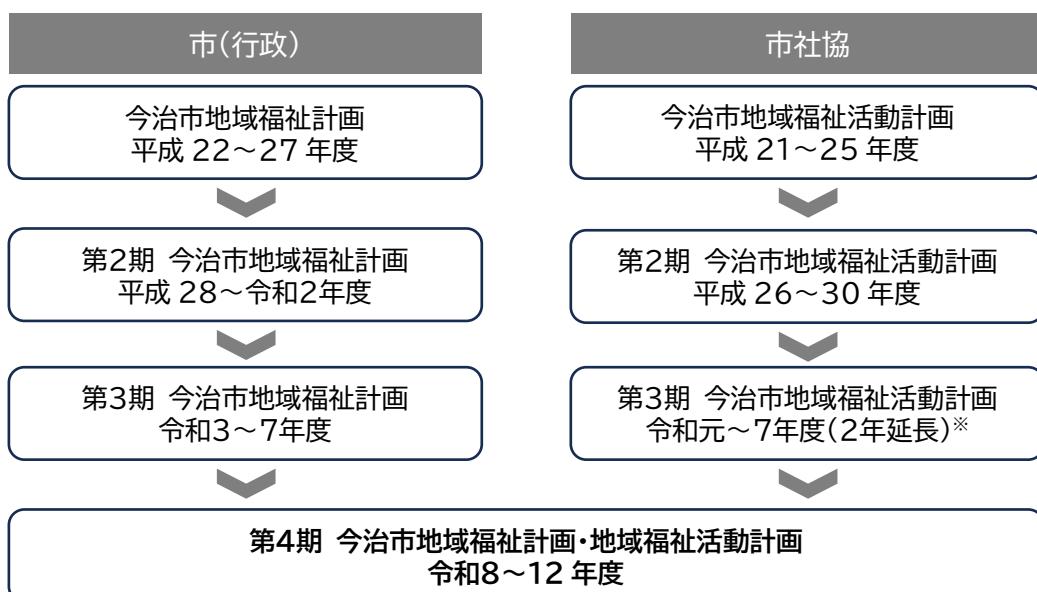
今治市社会福祉協議会(以下、「市社協」という。)においても、平成21年度から3期にわたって「地域福祉活動計画」を策定し、「気づこう」「つながろう」「支え合おう」「ともに暮らそう」の4つの基本視点に基づき、12支部ごとの小地域活動や地域の課題解決を推進してきました。

近年の社会情勢をみると、少子高齢化や核家族化の進行、住民同士の結びつきの希薄化等に伴い、これまで家族や地域のつながりで解決してきたことが、社会的孤立等として問題になっています。また、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーといった制度の狭間で支援が届かないケースに加え、個人・世帯単位で複数の問題が重なるケースも増えており、従来の縦割り支援(分野ごとの支援)では対応が困難になっています。

加えて、本市は中心市街地がある平野部や緑豊かな山間部、瀬戸内の島しょ部で構成された、変化に富んだ地勢となっています。陸地部と島しょ部では、それぞれ異なった地域課題を抱えており、地域特性に寄り添った取組を推進することが重要です。

このような状況に対し、行政と市社協がより連携を密にして取り組むため、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体化した「第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画」(以下、「本計画」)を策定しました。

なお、市町村では、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(成年後見制度利用促進法)に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」、「再犯の防止等の推進に関する法律」(再犯防止推進法)に基づく「再犯防止推進計画」の策定が求められていることから、本計画は、これらの計画の内容を包含するものとします。



*第3期今治市地域福祉活動計画の当初期期間は令和元年～令和5年度で、コロナ禍の影響により2年間延長しています。

2 地域福祉とは

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民や社会福祉関係者が互いに協力し、地域社会全体で住民の福祉を支える仕組みです。また、改正社会福祉法第4条第1項では「地域住民」を地域福祉の推進に努める主体と位置づけています。

地域での支え合いを築いていくための考え方として、「自助」・「互助」・「共助」・「公助」というものがあり、これらが相互に働き合い、地域福祉活動に取り組んでいく必要があります。

自助(自分・家族):個人や家族による助け合い・支え合い

互助(隣近所):身近な人間関係の中での自発的な助け合い・支え合い

共助(地域):地域で暮らす人・活動団体・行政等の協働による、
組織的な助け合い・支え合い

公助(行政):公的な制度として福祉サービスの提供による支え合い
(生活保護、人権擁護、虐待防止対策など)

■自助・互助・共助・公助のイメージ



3 圏域の設定

第3期今治市地域福祉計画で、旧今治市内は小学校区、旧越智郡は合併前の旧町村を基本圏域に設定し、基本圏域を中心とした第1次から第5次までの圏域の下、様々な活動に取り組んできました。

本計画では、小地域福祉活動の実情を踏まえ、基本圏域を従来の小学校区・旧町村区域から、公民館圏域・旧町村区域に見直します。

■圏域の考え方

今治市全域

公的サービスの提供や福祉に関する相談の全般的窓口
福祉活動に関わるボランティア団体などによる支援

本庁管内・支所管内

(本庁管内：旧今治市、支所管内：旧越智郡陸地部・旧越智郡島じょ部)
地域特有の地域課題の共有、解決のための専門機関との連携

公民館圏域・旧町村区

住民参加で地域の生活課題の把握・共有・解決を実施

基本
圏域

単位自治会

日常的な声かけや見守り、災害時の安否確認等の相互扶助

隣近所（班・組）

地域福祉活動の理解と協力

←個人・小地域

→広域

第1次圏域

第2次圏域

第3次圏域

第4次圏域

第5次圏域

4 計画の位置づけ

(1) 法律上の位置づけ

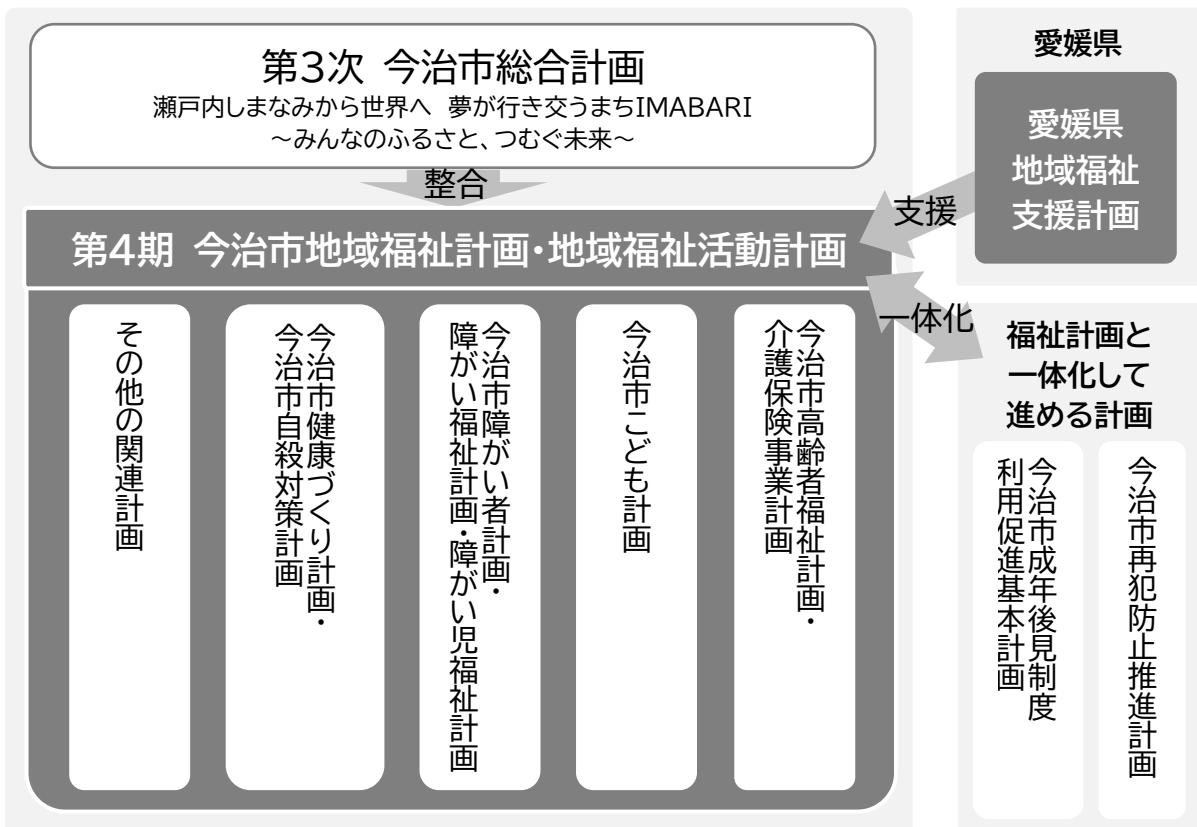
地域福祉計画は、社会福祉法第107条第1項第1号から5号に基づき、市町村が地域福祉の推進に関する事項として、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」、「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」、「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」、「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」、「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」を一体的に定める計画です。地域における生活課題を解決するため、高齢者や障がいのある人、子育てなどの分野別の福祉施策を地域という視点でつなぐ役割があります。

(2) 市の関連計画との関係

本計画は、今治市総合計画と整合を図って策定するものです。また、福祉各分野の共通事項を記載した上位計画として位置づけ、関連計画との整合性及び連携を図るものとします。

さらに、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「再犯防止推進計画」を包含したものとします。

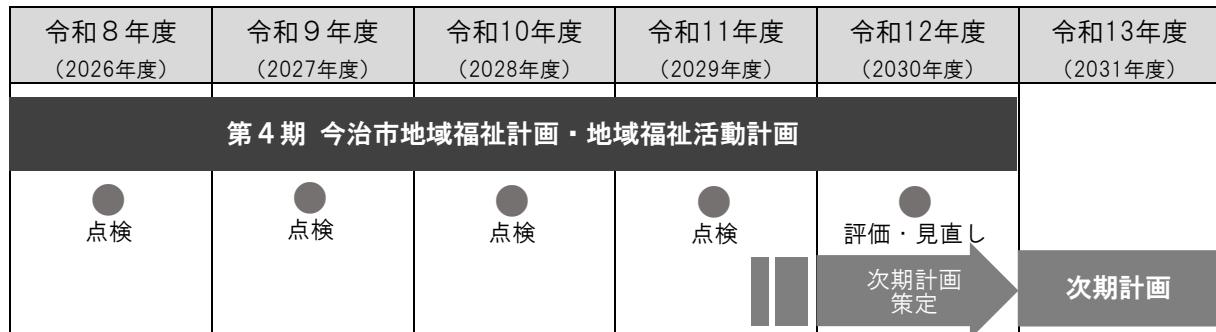
■他計画との関係イメージ



5 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度（2026年度～2030年度）までの5年間とします。なお、社会情勢や住民ニーズの変化などに対応するため、毎年度点検を行いながら、必要に応じて次期計画の見直しを行います。

■計画の期間



6 計画策定に当たって踏まえるべき動向

令和2年に社会福祉法が改正され、包括的な支援体制を整備するための方策として「重層的支援体制整備事業」が創設されたほか、孤独・孤立対策推進法をはじめとする様々な法律が施行されるなど、地域共生社会の実現に向けた取組が推進されています。

■地域共生社会のイメージ



出典:厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト(<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>)

(1)重層的支援体制整備事業

市町村、民間団体、地域住民など地域の構成員が協働して、世代や属性を問わない包括的な支援を総合的に推進し、多様なつながりを地域に生み出すことを通じて、身近な地域でのセーフティーネットの充実と地域の持続可能性の向上を図る、社会福祉法（第106条の4）に規定された事業です。人々の生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性に応えるものとして創設されました。

「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することとされています。

(2)こども家庭庁の設立・こども基本法の施行

少子化の進行や児童虐待、いじめなど、こどもを取り巻く様々な社会問題に対し、より本質的かつ効果的な対応を図ることを目的に、令和5年に「こども家庭庁」が創設されました。これにより、従来は内閣府、文部科学省、厚生労働省など複数の省庁にまたがって実施されていたこどもに関する政策や支援が、一元的に推進される体制が整えられました。

また、令和4年には「こども基本法」が制定され、翌令和5年に施行されました。この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、全てのこどもが将来にわたり幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進することを目的としています。法律では、こども施策の基本理念に加え、「こども大綱」の策定や、こどもや若者の意見を施策に反映させるための仕組みなどが定められています。

さらに令和6年には、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（改正後は「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」）が改正されました。これにより、ヤングケアラー支援や貧困の予防といった、子どもの将来や社会構造に大きな影響を与える課題への対策が、法律に明記されました。

これらの動きは、こども大綱が掲げる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、社会全体でこども施策を総合的かつ強力に推進していくための重要な一歩となっています。

(3)孤独・孤立対策推進法の施行

社会構造の変化によって個人と社会及び他者との関わりが希薄になり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況となっています。今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中、一層の孤独・孤立の問題の深刻化が懸念されます。こうした状況を受け、令和6年に孤独・孤立対策推進法が施行され、国及び地方公共団体において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項、国及び地方公共団体の推進体制等について規定されました。

(4)第二次再犯防止推進計画の閣議決定

国では、平成28年12月施行の「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）に基づいた再犯防止施策が推進されており、令和5年3月に「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定されました。

「第二次再犯防止推進計画」では、以下の7つの重点課題が示されています。

〔7つの重点課題〕

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

市町村は、地域住民に最も身近な基礎自治体として、保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする人等が安定して生活できるよう支援に努めることと、立ち直りを決意した人を受け入れられる地域社会づくりを担うことが求められています。

(5)第2期愛媛県地域福祉支援計画(令和7年度～令和11年度)の策定

愛媛県では、令和2年に「愛媛県地域福祉支援計画」を策定し、県内市町の「地域福祉計画」の策定や施策を支援するとともに、広域的な視点に立った地域福祉の推進に取り組んできました。しかし、少子高齢化や核家族化の進行により、地域の支え合い機能が弱体化し、生活困窮、子どもの貧困、介護と育児のダブルケアなどの福祉課題が複雑化・複合化しています。また、コロナ禍を通じて孤立や生活不安が顕在化し、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備が喫緊の課題とされています。こうした状況を踏まえ、地域福祉の推進に向けた取組を一層着実に進めるため、令和7年に「第2期愛媛県地域福祉支援計画」が策定されました。

地域共生社会の実現に向けた「人」中心の福祉社会づくりのため、小地域単位での支援体制強化、支え手・受け手の関係を超えた住民参加の促進を重視しています。

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 統計データ等からみる本市の現状

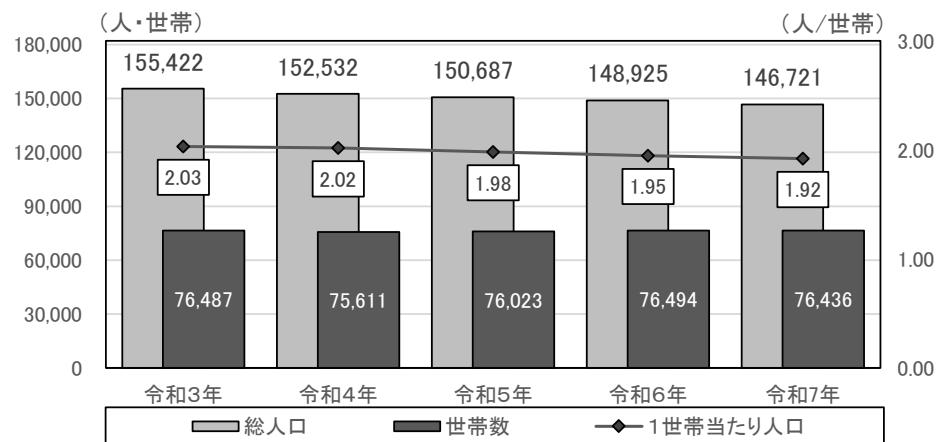
(1) 人口・世帯の状況

① 今治市全域の人口・世帯の推移

本市の総人口は減少が続いているおり、令和6年に15万人を下回り、令和7年に146,721人となっています。世帯数は、令和3年から令和7年の期間で概ね維持しています。1世帯当たり人口は、総人口の減少に伴い減少傾向にあり、令和7年に1.92人です。

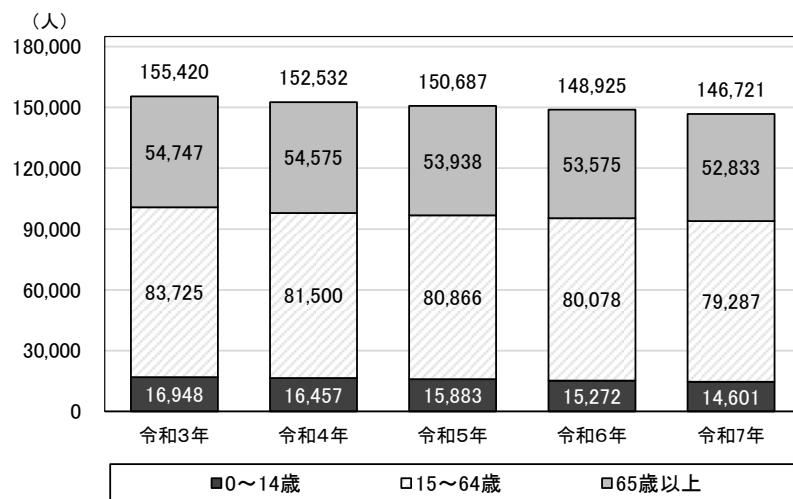
年齢3区分別人口の推移をみると、全ての年齢区分で減少が続いている。65歳以上(老齢人口)は、減少が比較的緩やかです。

■人口・世帯数・平均人員数の推移



資料：住民基本台帳(各年3月末日現在)

■年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳(各年3月末日現在)

② 地区ごとの人口・世帯の推移

人口の推移について、旧今治市・旧越智郡陸地部・旧越智郡島しょ部の地区ごとにみると、旧今治市では、令和7年の人口は102,818人であり、令和3年から4,625人減少し、減少率は4.3%となっています。

旧越智郡陸地部では、令和7年の人口は28,284人であり、令和3年から2,461人減少し、減少率は8.0%となっています。

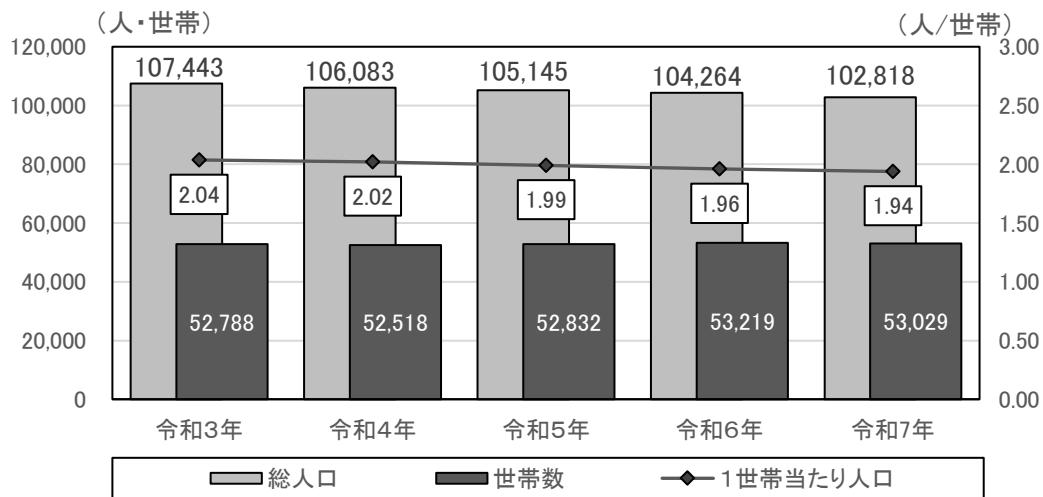
旧越智郡島しょ部では、令和7年の人口は15,619人であり、令和3年から1,615人減少し、減少率は9.4%となっています。

人口減少率は、旧越智郡島しょ部が最も高く、旧今治市の2倍以上となっています。

世帯数をみると、3地区とも増減しながら推移しており、令和3年から令和7年にかけての期間で旧今治市は241世帯増、旧越智郡陸地部は96世帯減、旧越智郡島しょ部では196世帯減となっています。

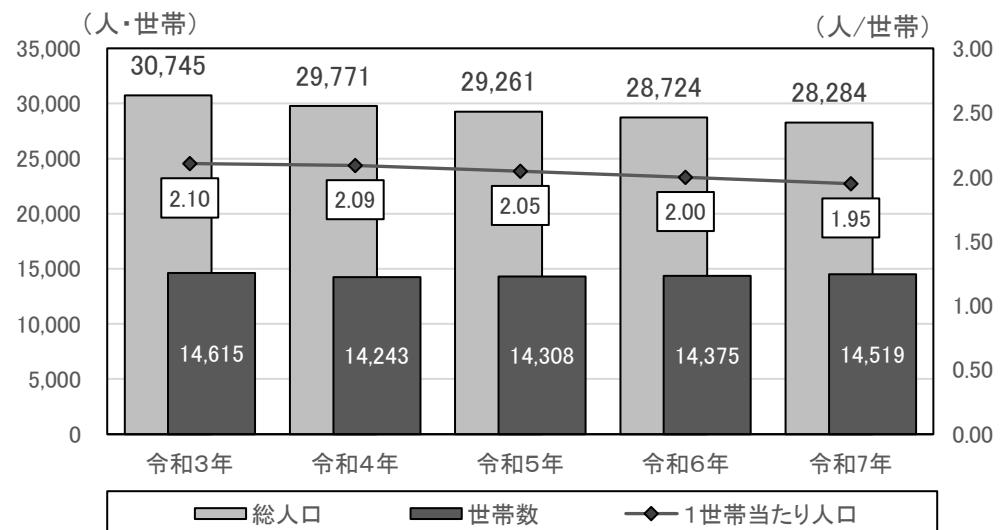
平均人員数(1世帯当たり人口)は減少しており、令和7年では、旧今治市1.94人、旧越智郡陸地部1.95人、旧越智郡島しょ部1.76人であり、旧越智郡島しょ部で特に少なくなっています。

■【旧今治市】人口・世帯数・平均人員数の推移



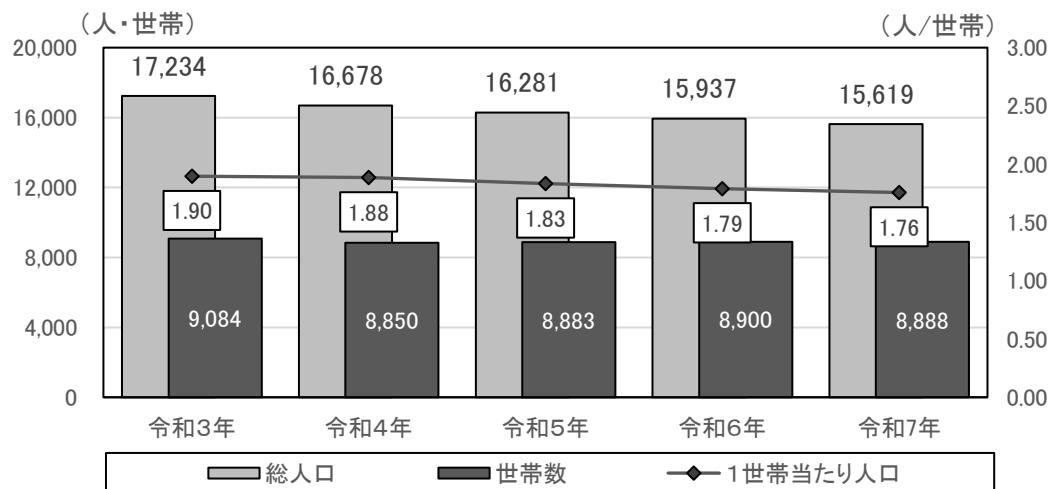
資料：住民基本台帳(各年3月末日現在)

■【旧越智郡陸地部】人口・世帯数・平均人員数の推移



資料：住民基本台帳(各年3月末日現在)

■【旧越智郡島しょ部】人口・世帯数・平均人員数の推移



資料：住民基本台帳(各年3月末日現在)

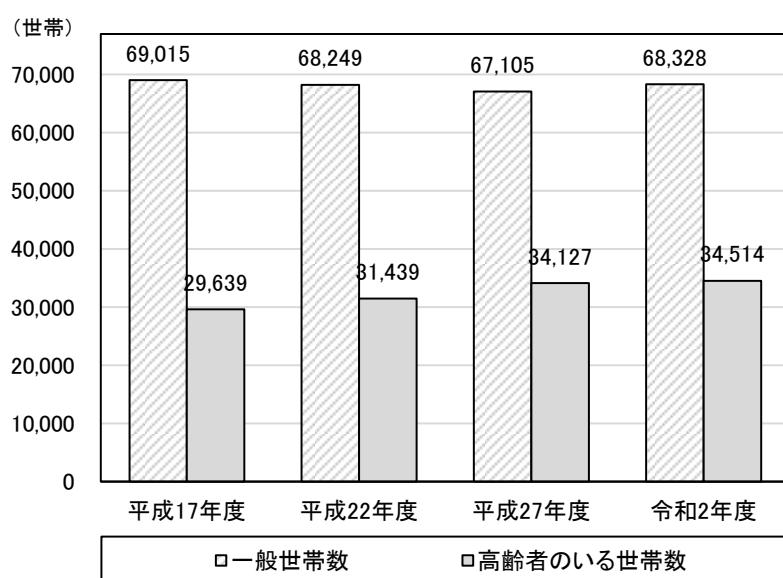
(2)高齢者の状況

① 高齢者のいる世帯

総世帯数(一般世帯数)及び高齢者世帯数の推移をみると、総世帯数は平成17年度から687世帯減少し、減少率は1.0%となっています。高齢者世帯数は、平成17年度から4,875世帯増加し、増加率は16.4%となっています。

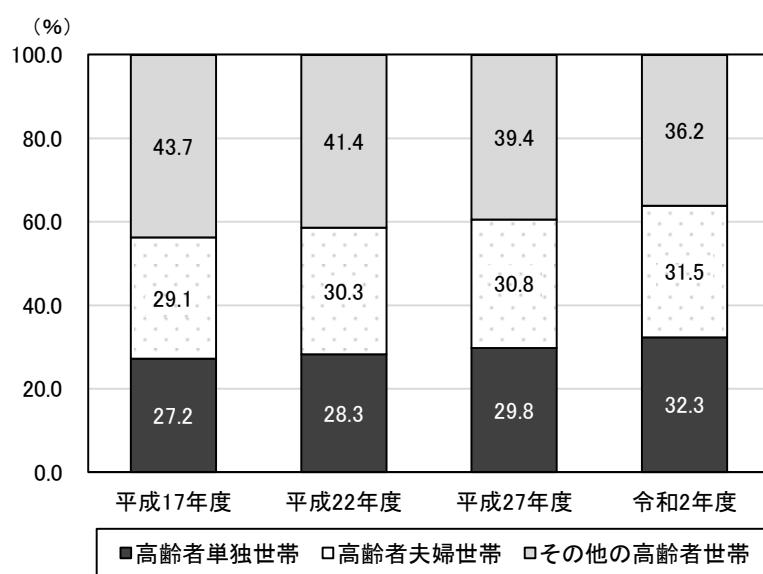
また、高齢者のいる世帯割合の推移をみると、平成17年度から高齢者単独世帯・高齢者夫婦世帯は増加しており、令和2年度には高齢者単独世帯が32.3%、高齢者夫婦世帯は31.5%となっています。

■総世帯数及び高齢者世帯数の推移



資料：国勢調査

■高齢者のいる世帯割合の推移

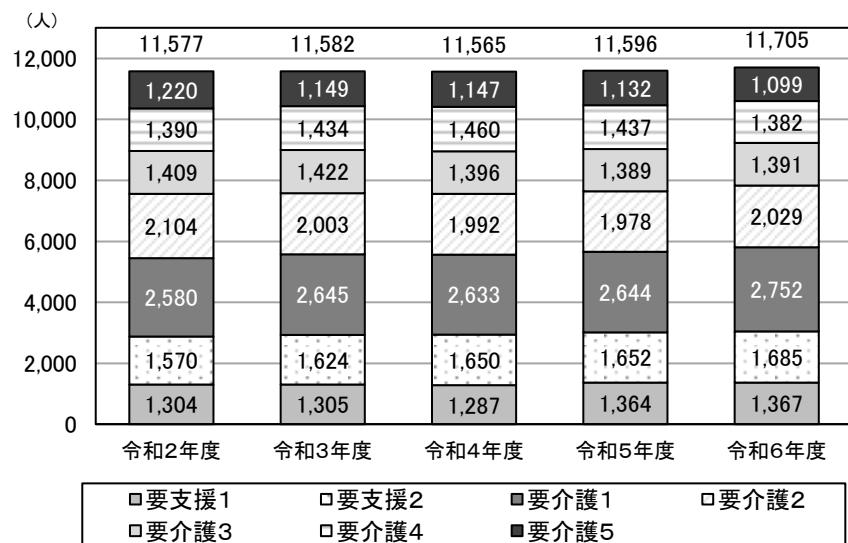


資料：国勢調査

② 要支援・要介護認定者数

要支援・要介護認定者数の推移をみると、緩やかな増加傾向にあり、令和6年度は11,705人となっています。令和6年度9月末日の高齢者人口は53,359人のため、高齢者の21.9%が要支援・要介護認定者となっています。介護度別では、要介護1の増加が大きくなっています。

■要支援・要介護認定者数の推移



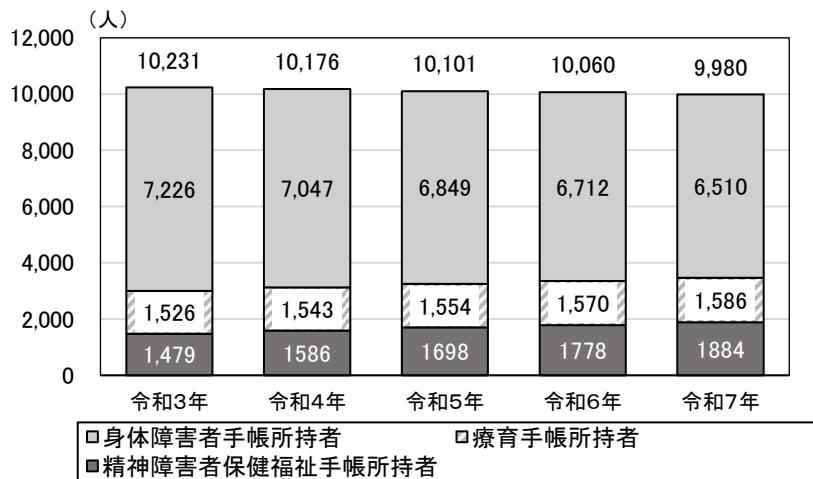
資料：介護保険課調べ（各年度9月末日現在）

（3）障がい者の状況

① 障害者手帳所持者の種別割合

障害者手帳所持者数の手帳種別ごとの推移をみると、令和3年以降、身体障害者手帳所持者は減少している一方で、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は増加しています。

■障害者手帳所持者数(障害種別)の推移

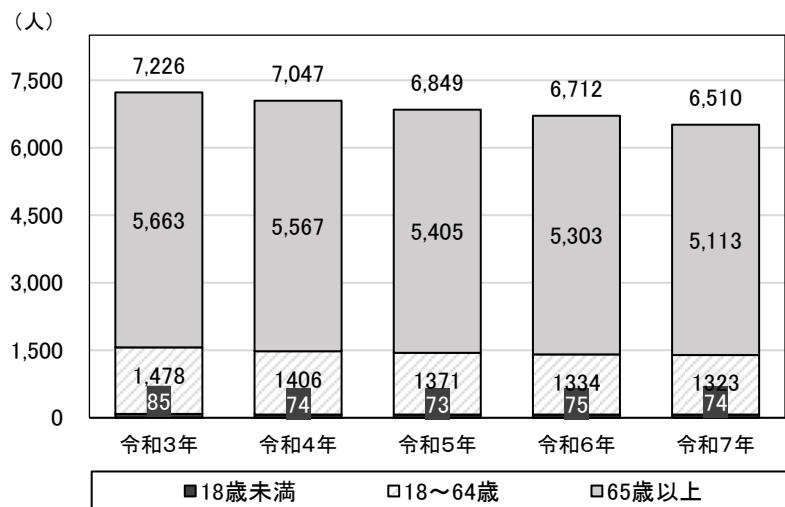


資料：障がい福祉課調べ（各年3月末日現在）

② 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者数は減少が続いており、令和7年で6,510人となっています。65歳以上が78.5%を占めており、年齢層に偏りがみられます。

■年齢3区分別身体障害者手帳所持者数の推移



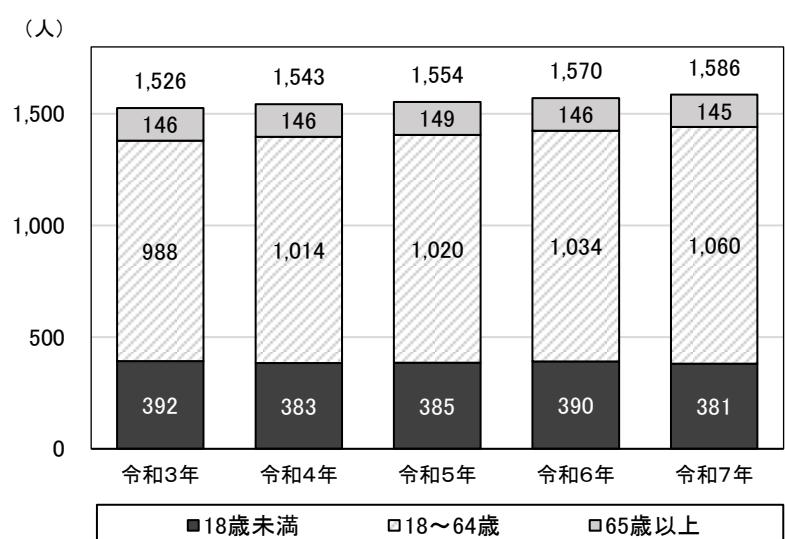
資料:障がい福祉課調べ(各年3月末日現在)

② 療育手帳所持者

療育手帳所持者数は、令和7年で1,586人と微増傾向となっています。

年齢別では、18~64歳が大きな割合を占めており、令和7年で66.8%となっています。

■年齢3区分別療育手帳所持者数の推移



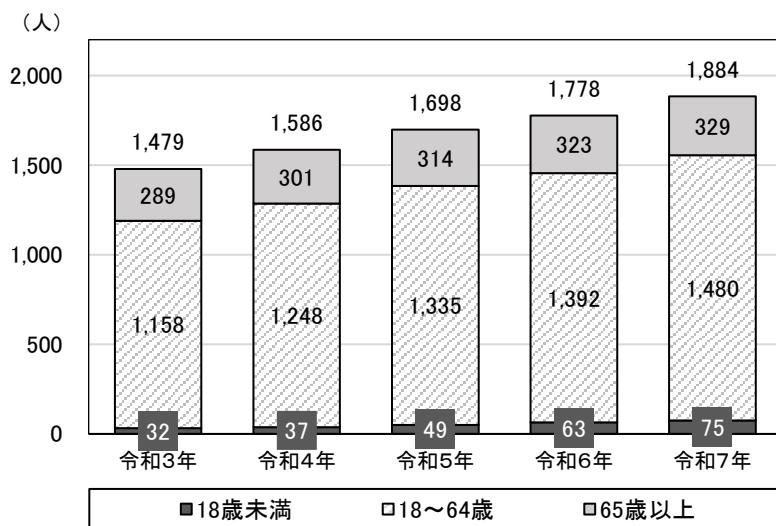
資料:障がい福祉課調べ(各年3月末日現在)

③ 精神障害者保健福祉手帳保持者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和7年で1,884人と増加が続いています。

年齢別では、18～64歳が大きな割合を占めており、令和7年で78.6%となっています。

■年齢3区分別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：障がい福祉課調べ(各年3月末日現在)

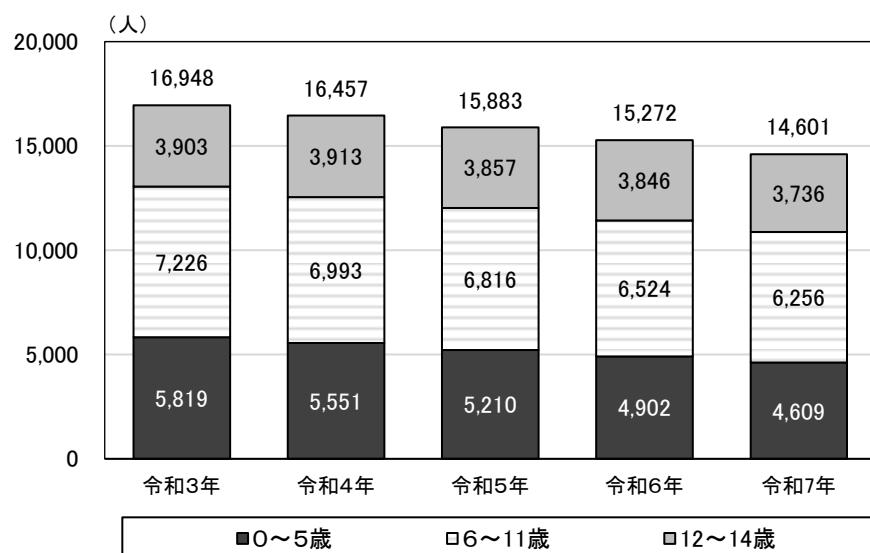
(4)子どもの状況

① 年少人口

令和7年の年少人口(0～14歳)は14,601人であり、令和3年から2,347人減少しています。減少率は13.8%となっています。

0～5歳は令和3年から1,210人減少しており、減少率は20.8%と特に高くなっています。

■年少人口の推移

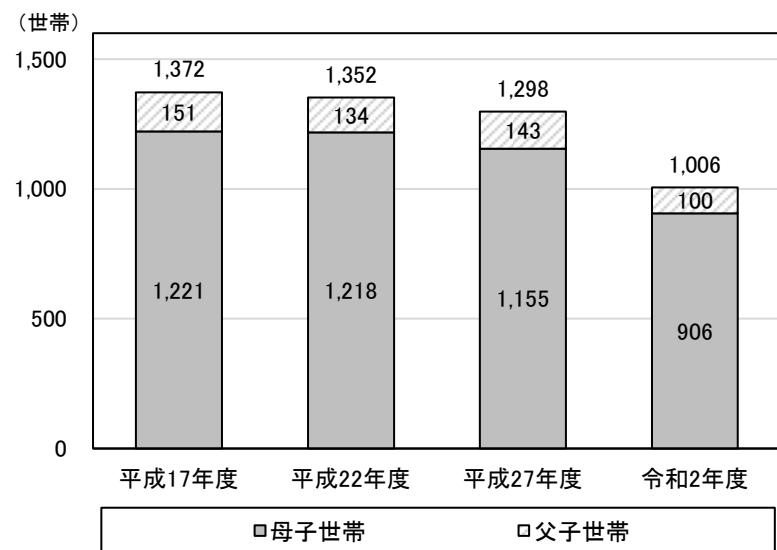


資料：住民基本台帳(各年3月末日現在)

② ひとり親世帯

ひとり親世帯数の推移をみると、平成17年度から減少が続いている。令和2年度で1,006世帯となっています。母子世帯が大きな割合を占めており、令和2年度は9割となっています。

■ひとり親世帯数の推移



資料：国勢調査

③ 児童扶養手当

児童扶養手当受給者数の推移をみると、減少傾向となっており、令和6年度で1,301人となっています。

■児童扶養手当受給者数の推移

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受給者数	1,435	1,367	1,392	1,339	1,301

資料：こども未来課調べ(各年度3月末日現在)

(5) その他の支援が必要な人の状況

① 生活困窮者の状況

生活困窮者自立支援制度による自立相談支援事業の利用状況をみると、相談件数は令和4年度にかけて大きく増加していたものの、令和5年度から減少に転じ、令和6年度で2,563件となっています。

生活保護受給者数の推移をみると、被保護世帯数は令和5年度までは減少していましたが、令和6年度に増加に転じ、1,489世帯となっています。

被保護者数は減少傾向にあり、令和6年度に1,765人となっています。

保護率は増減を繰り返しながら推移しており、令和6年度に1.19%となっています。

生活保護受給者の就労支援の状況をみると、支援対象者数は増減を繰り返しています。令和6年度は43人が就労支援を受け、9人が就労しています。

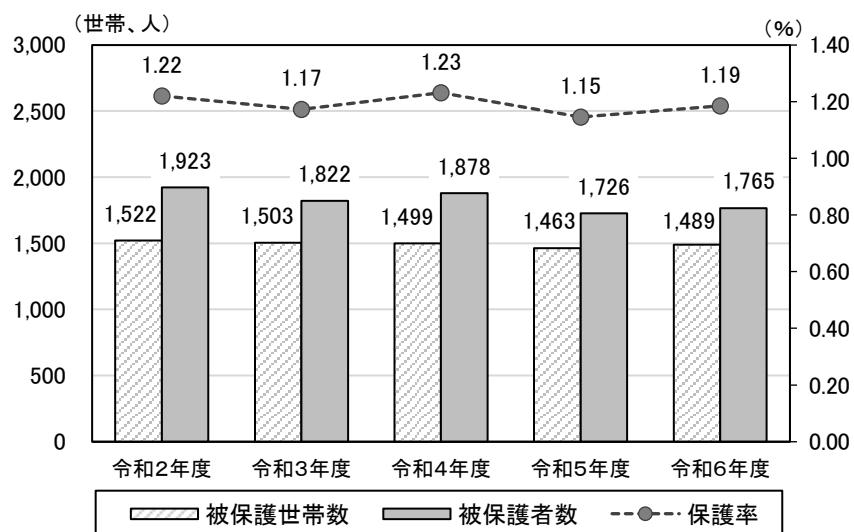
■生活困窮者自立支援制度による自立相談支援事業の利用状況

単位:件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	739	1,205	3,128	2,795	2,563

資料:生活支援課調べ(各年度3月末日現在)

■生活保護受給者数、保護率の推移



資料:福祉行政報告例((各年3月末日現在)

■生活保護受給者の就労支援の状況

単位:人

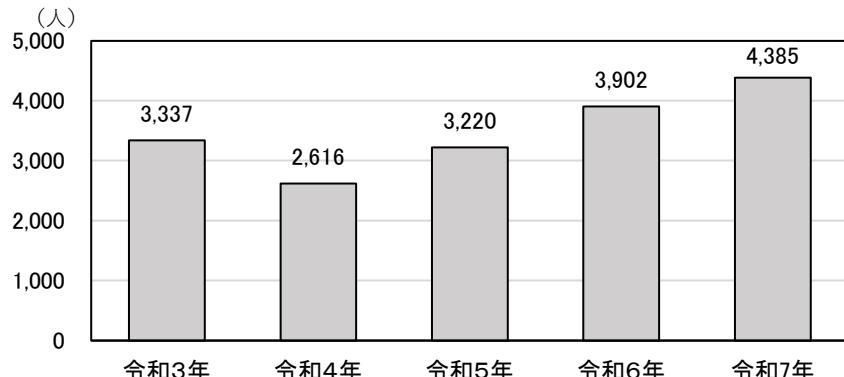
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支援対象者数	59	69	36	47	43
達成者数	23	11	15	15	9

資料:生活支援課調べ(各年度3月末日現在)

② 外国人の状況

在留外国人人口の推移をみると、令和7年の人口は4,385人であり、令和3年から1,048人増加し、増加率は31.4%となっています。新型コロナウイルス感染症の影響で令和4年度まで減少傾向にあったものの、令和5年度からは急激な増加が続いています。

■在留外国人人口の推移



資料:住民基本台帳(各年3月末日現在)

③ 虐待の状況

DV・虐待に関する相談件数の推移をみると、DV相談と高齢者虐待に関しては、増減を繰り返しながらも概ね現状維持となっています。障がい者虐待に関しては、令和4年度まで増加していましたが、令和5年度からは減少しています。児童虐待に関しては、令和5年度から200件を超過し、増加傾向にあります。

■DV(ドメスティックバイオレンス)・虐待に関する相談件数の推移

単位:件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
DV相談	599	678	683	607	658
高齢者虐待	239	203	261	191	210
障がい者虐待	33	69	165	163	120
児童虐待	197	187	189	242	236

資料:ネウボラ政策課、介護保険課、障がい福祉課調べ(各年度3月末日現在)

④ 成年後見制度の利用状況

成年後見制度に関する相談件数は、令和4年度に大きく増加し、令和6年度で219件となっています。

■成年後見制度に関する無料相談件数の推移

単位:件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	45	74	169	143	219

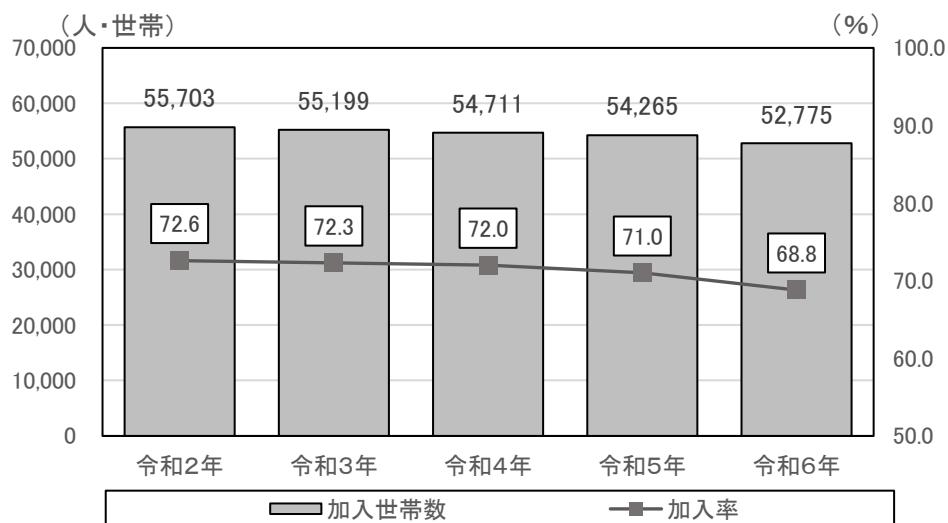
資料:生活まるごと相談窓口 相談記録(各年度3月末日現在)

(6)社会資源の状況

① 自治会

自治会加入世帯数・加入率とともに令和2年から減少が続いている。加入率は令和6年に70%を下回り、68.8%となっています。

■自治会の加入世帯数・加入率の推移



資料:連合自治会資料(各年7月1日現在)

② 地区婦人会

地区婦人会数は、令和2年から減少が続き、令和6年に9団体となっています。会員数も同じく減少が続き、令和2年から令和6年にかけて382人減の460人となっています。

■地区婦人会数・会員数の推移

単位:団体、人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
地区婦人会数	15	14	13	10	9
会員数	842	718	638	523	460

資料:生涯学習課調べ(各年5月1日現在)

③ 老人クラブ

老人クラブ数は、令和2年から減少が続き、令和6年に107団体となっています。会員数も同じく減少が続き、令和2年から令和6年にかけて1,986人減の7,113人となっています。

■老人クラブ数・会員数の推移

単位:団体、人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
老人クラブ数	125	120	117	114	107
会員数	9,099	8,640	8,180	7,759	7,113

資料:福祉政策課調べ(各年4月1日現在)

④ 児童クラブ

児童クラブ数は、令和5年度に1団体増加し、33団体となっています。在籍児童数は、令和2年度から令和3年度にかけて減少したものの、令和4年度以降は概ね横ばいとなっています。

■児童クラブ数・在籍児童数の推移

単位:団体、人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童クラブ数	32	32	32	33	33
在籍児童数	1,521	1,473	1,459	1,474	1,458

資料:放課後児童健全育成実施箇所一覧(各年度)(各年度3月末日現在)

⑤ 民生委員・児童委員の活動

民生委員・児童委員による相談・支援件数のうち、高齢者に関することは増加傾向にあり、令和6年度に5,143件となっています。

障がい者に関することは、令和4年度までは減少していましたが、令和5年度に増加したのち令和6年度に再び減少し、221件となっています。

子どもに関することは、令和4年度まで増加していましたが、令和5年度からは概ね横ばいとなっています。

その他の相談・支援件数は、令和2年度から令和5年度にかけて増加したものの、令和6年度に減少し、1,083件となっています。

■民生委員・児童委員による相談・支援件数の推移

単位:件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高齢者に関すること	4,719	4,678	5,130	4,977	5,143
障がい者に関すること	273	258	206	264	221
子どもに関すること	1,231	1,399	1,448	1,371	1,381
その他	880	931	1,120	1,267	1,083

資料:福祉政策課調べ(各年度3月末日現在)

⑥ ボランティア登録

今治市社会福祉協議会のボランティア登録数は、団体は増加し、令和6年度は122団体になっています。

個人については、令和元年度から毎年度更新制にしたため、減少していましたが、令和4年度から令和5年度まで増加し、その後減少し、令和6年度は85人になっています。

■ボランティア登録数の推移

単位:団体、人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
団体数	83	90	93	116	122
個人数	46	45	50	100	85

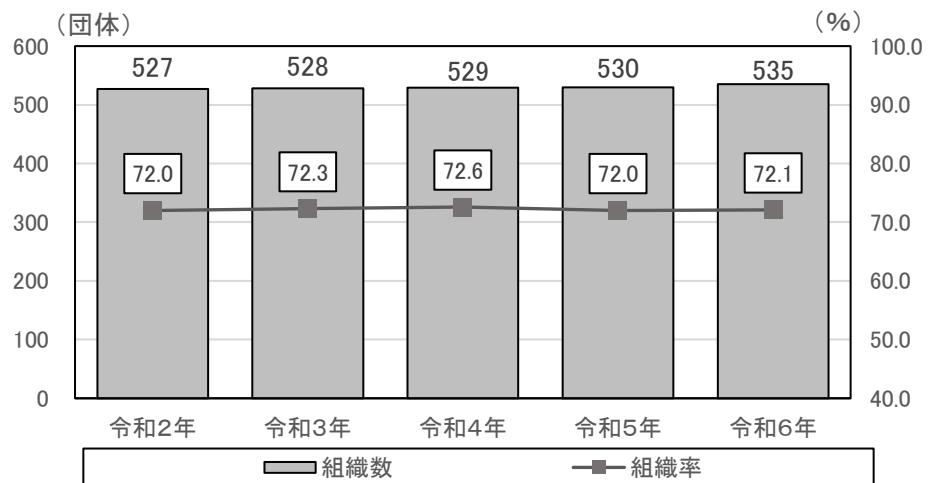
資料:今治市社会福祉協議会調べ(各年度3月末日現在)

⑦ 自主防災組織

自主防災組織の組織数は、令和2年以降増加し、令和6年は535団体となっています。組織率は横ばいとなっています。

(自主防災組織率=組織されている地区の世帯数／市内世帯数)

■自主防災組織結成数の推移



資料:今治市自主防災組織率(公表用)(各年4月1日現在)

2 アンケート調査等からみる本市の現状

(1)各種調査の概要

① 市民アンケート

- ・調査期間：令和6年12月6日～令和7年1月6日
- ・調査対象者：18歳以上の市内在住者(無作為抽出)
- ・標本数：3,000人
- ・配布方法：郵送配布回収とWEB回答方式の併用

調査種別	調査対象者数(標本数)	回収数	有効回収率
市民アンケート	3,000	1,208	40.3%

② 団体・事業所アンケート

- ・調査期間：令和6年12月6日～令和7年1月6日
- ・調査対象者：市内の福祉関連団体及び事業所
- ・標本数：300団体
- ・配布方法：郵送配布回収とWEB回答方式の併用

調査種別	調査対象者数(標本数)	回収数	有効回収率
団体・事業所アンケート	300	185	61.7%

③ 団体ヒアリング

- ・調査実施日：令和7年10月16日及び23日
- ・調査対象者：市内の福祉関連団体及び事業所
- ・団体数：4団体
- ・調査方法：事前にシートによるヒアリング調査を実施。
後日、その回答に基づく対面ヒアリング調査を実施。

(2)市民アンケート調査結果の概要

① 定住意向について

今後も今治市に「住み続けたい」という回答は8割に上りました。地区別（旧今治市、旧越智郡陸地部、旧越智郡島しょ部の3区分）にみても、全ての地区で同様の傾向を示しています。

住み続けたい理由は「自分の土地や家がある」(72.2%)が最多で、「家族・親族が近い」(43.6%)、「自然環境」(27.9%)などが続きます。「買い物・交通の便が良い」については、旧今治市(33.2%)と旧越智郡(陸地部10.6%、島しょ部9.0%)で差がありました。

② 日常生活の不安について

「介護」「健康状態」「災害時の避難訓練」「経済状況」について、いずれの地区も半数以上が「将来不安」と回答しました。「外出・通院」や「買い物」の不安は、旧今治市より旧越智郡(陸地部・島しょ部)で高く、地域差が顕著です。

③ 福祉への関心と理解促進の機会について

関心分野は「高齢福祉(介護等)」が最多(73.8%)です。年齢別にみると、40歳未満は「児童福祉」「教育」への関心が相対的に高くなっています。

福祉への理解促進に必要な機会として、「制度・サービス・理念の学習」(56.5%)や「地域で福祉課題について気軽に話し合える場」(41.6%)が求められています。

④ 情報入手手段について

福祉情報は「市の広報(広報いまばり)」が中心となっています(64%)。年代別では、40歳未満は「インターネット・SNS」が半数超、65歳以上は「テレビ」「新聞」の比重が高く、媒体の世代差が明確です。

⑤ 地域・隣人との関わりについて

日頃の近所付き合いは「ごくたまに挨拶程度」が最多(58.1%)で、前回調査(令和元年度実施)よりも希薄化がみられます。一方で高齢層・島しょ部では「毎日いろいろ話す」割合が相対的に高く、年齢・地域で濃淡があります。

近所の人に手助けを求めるることは「安否確認」(46.9%)、「災害時の避難支援」(43.7%)が多くなっていました。近所で困っている世帯に提供できそうな支援についても「安否確認」(69.5%)、「災害時の避難支援」(42.2%)が多く、需要と供給が一致しています。

⑥ 地域活動の参加状況、不参加理由について

地域活動に「参加している」は46.6%、「参加していない」は43.7%で拮抗しています。しかし、「参加している」について旧越智郡陸地部では7割弱、旧今治市では4割弱となっており、地域格差があります。

不参加理由は「時間がない」(43.8%)が最多で、「人間関係がわざらわしい」「関心がない」が続きます。参加するための条件としては「時間・経済的ゆとり」(53.2%)、「自分の健康」(35.4%)、「良好な人間関係」(27.3%)などが求められています。

⑦ 社会問題について

社会問題では、「防犯対策」「災害時の支援体制」「交通弱者の移動手段の確保」を重要とする回答がいずれも半数超で上位でした。一方、「ホームレス」「性的マイノリティ理解」「多文化共生」「ひきこもり・ニート」に関する問題は関心の低い状況がみられます。

⑧ 災害時について

災害時の不安は「避難所でのプライバシー確保」(63.7%)が最多で、「高齢者・障がい者・乳幼児の避難生活環境」(43.1%)、「対応の判断ができない」(42.6%)が続きます。地区差もあり、旧今治市でプライバシー確保の懸念が最も高い傾向です。

避難場所・避難所の場所は、全地区・全世代で7割以上が把握しています。

⑨ 施策の優先度について

つながりと支え合いのある地域社会の実現に向けて、住民が取り組むべきことは「近隣住民との日常的な対話や交流」が最多でした。旧越智郡島しょ部(67.4%)で特に高くなっています。

行政が取り組む施策の優先度は、「交通手段の充実」(37.7%)が最多で、次いで「身近な総合相談窓口」(32.7%)、「支え合いの仕組みづくり」(24.7%)、「災害時の住民による支援体制」(22.4%)が続きます。地区別では、旧越智郡島しょ部で交通手段ニーズが突出しています。年齢別では、40歳未満は子育て等の生活支援を最重視しています。

■各地区の特徴

旧今治市	旧越智郡陸地部	旧越智郡島しょ部
★地域活動の「不参加」が最も高い(51.2%)	★地域活動の「参加」が最多(67.4%)	★「交通手段の充実」要望が突出(55.8%)
★近隣に求める手助けは「特にならない」が相対的に高い	★買い物・外出の将来不安が高い	★買い物・外出は現在・将来とも負担感が大きい
★施策は「総合相談窓口」「災害時支援」重視	★居住継続意向が高い(84%)	★近所付き合いは濃い
★情報入手にネットを利用する割合が高い(28.9%)	★旧今治市と旧越智郡島しょ部の中間の傾向が多い	★社協機関紙など地域媒体からの情報入手が相対的に高い

(3)団体・事業所アンケート調査結果の概要

① 活動分野について

活動分野は「高齢者支援」(43.2%)、「子どもへの支援」(37.3%)、「障がい者支援」(34.1%)、「子育て・ひとり親世帯支援」(30.3%)が中心です。

各分野の主な担い手(団体区分)をみると、高齢者・子ども・子育て世帯支援については、民生委員・児童委員が中心です。障がい者支援分野はNPO、社会福祉法人、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティアの多様な主体が取り組んでいます。

② 団体等の支援及びサービスの質について

支援及びサービスの質に対する自己評価は「高い」が71.1%で、前回調査(令和元年度実施)と同水準でした。地区別では旧今治市が最も高くなっています。団体区分別では、全ての区分で「高い」は50%以上です。

質の確保・向上の具体策として、人材育成(研修・資格取得・若手確保など)、運営の外部評価、事業継続計画書の整備、組織内の情報共有・風通し改善、行政・社協・地域企業との連携強化などが挙げられます。

③ 地域住民との交流について

「地域住民と交流している」は62.1%で前回調査より低下しました。地区別では、交流している割合は旧越智郡陸地部が高く(68.3%)、旧今治市が比較的低め(59.2%)です。社会福祉法人は、特に積極的に交流しています。

団体・事業所としての地域行事参加は64.9%で、参加の割合は旧越智郡島しょ部で特に高く、積極性は旧越智郡陸地部で強い傾向があります。

地域の課題やニーズについては、旧越智郡(陸地部・島しょ部)は7割以上が把握しているものの、旧今治市では「把握していない、把握方法がわからない」が5割となっています。

④ 他団体との交流・連携について

現在交流している相手は、「市役所」(71.4%)、「学校・教育関係団体」(64.3%)、市社協(59.5%)が中心です。情報交換や日常的な交流・協力、イベントなどの共同開催が行われています。今度交流したい相手は、「医療機関」「ボランティア団体」(ともに26%)、「生活関連サービス提供業者」(23.8%)に要望が集まりました。

⑤ 地域福祉推進のため優先すべき施策について

市に求める優先施策は「市民への広報・情報提供」(67.6%)と「人的支援(相談・調整)」(47.6%)が上位です。地域での福祉活動を活性化する取組では、「隣近所の普段からの付き合い」(33.5%)、「地域活動のリーダー育成」(25.4%)、「活動者間の連携づくり」(24.9%)が重視されています。

(4)団体ヒアリング調査結果の概要

① 多文化共生について

外国人住民が増加する中で、多文化共生のための支援ニーズが高まっています。本市の外国人相談窓口では、外国人住民からの相談、日本人地域住民からの外国人に関する相談が寄せられています。相談者の国籍や立場、相談内容は様々です。相談支援のほか、日本語学習支援や通訳ボランティアの派遣、国際交流イベントの開催等で多文化共生を支えています。

本市の多文化共生の課題として、支援窓口の周知が行き渡っていないこと、ボランティア人材の不足、支援団体が各自で活動しておりネットワークが築かれていなことが挙げられます。行政は、市独自の広報手段を活用した情報発信の強化で支援することが期待されます。

多文化共生の意識の浸透には、地域差がみられます。外国人を交えた防災行事などが実施されるなど、地域住民との交流が進んでいる地区もあります。「外国人」と一括りにすることなく、多様な背景や価値観をもつ一人の住民として向き合う姿勢が求められます。

② 更生保護活動について

更生保護活動は、「処遇活動(保護観察など)」と「犯罪予防活動(啓発など)」の二本柱で実施しています。本市では「社会を明るくする運動」を継続しており、令和7年に第75回を迎えました。歴史ある取組である一方で、市民の認知度が高いとはいえない。更生保護活動の意義が浸透しておらず、地域の偏見、活動の担い手や協力者の確保が難しいことが課題です。

行政には、更生保護活動に関する情報発信、人材確保の支援、研修の開催といった団体への支援に加え、立ち直りを決意した人を一時的に受け入れる施設の整備や、再犯防止の取組を体系的に取りまとめて推進する計画の策定が求められます。

犯罪を犯した人の周囲には、家族、被害に遭われた人、迷惑を受けた人など多くの関係者がいます。地域の課題として、地域ぐるみの支援を進める必要があります。立ち直りを決意した人が地域に居場所を持ち、自分らしく生活できるまで向き合う「息の長い」支援が重要です。

③ 社会福祉法人の公益的な取組について

本市で障がい者福祉を中心に活動する社会福祉法人では、「障がいの有無にかかわらず、誰もが自分らしい挑戦ができる社会」を目指しています。そのため、福祉分野の中にとどまらず、アートプロジェクトなど、地域に開かれた活動を推進しています。

地域福祉の活性化には、受け身の「サービス享受」から、地域住民が共に準備し作り上げる「協働体験」への転換が重要だと考えられます。協働体験を通して、障がいの有無や既存の枠組みを越え、個人に着目したコミュニケーションが望まれます。福祉事業者や関係団体のネットワーク化においても、イベントの共催等による協働が連携のきっかけとして有効です。

④ 移住者支援について

本市では、転入時アンケートで移住者を把握しています。現在の取組としては、空き家バンクの改修補助により、住居の確保を支援しています。一方で、移住後の困りごとの把握や継続的な生活支援の仕組みについては、まだ十分に整備されていないという課題があります。今後は、地域相談員が移住者の課題を把握し、人的支援を行う取組を推進していきます。

3 住民同士の協議の場からみる本市の現状

(1)住民同士の協議の場概要

- ・開催日：令和7年1月～3月
- ・開催地区：旧市内16校区及び旧町村11支部（合計27地区）
- ・参加者：自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、婦人会、PTA、防災士、地域食堂、地域おこし協力隊、駐在所等、各地区で活発に活動している人
- ・参加者数：各回約20人×54回

議題	
第1回	第3期計画の評価
第2回	地域の課題及びその解決に向けてできること

(2)第1回住民同士の協議の場結果の概要

① 第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画の評価

必要性は全項目で高水準(3.60～3.93)と評価されましたが、効果性は2.24～2.60、認知度も2.49～2.95にとどまり、「必要性>効果性・認知度」のギャップが明確です。取組の実効性向上と周知の強化が求められます。

必要性が特に高いのは「相談支援体制の充実」「介護予防と見守り体制づくり」となっています。「介護予防と見守り体制づくり」は効果性・認知度が高いのに対し、「相談支援体制の充実」は効果性・認知度が比較的低く、取組の強化が課題となります。

■評価方法

項目：地域福祉計画の「施策の方向性」及び地域福祉活動計画の「活動目標」を整理して設定

観点：必要性、効果性、認知度の3点

評価者：住民同士の協議の場の参加者（延べ約1,200人）

方法：各観点を4段階で採点（4点＝最も高い、1点＝最も低い）

評価項目		必要性	効果性	認知度
1	みんなが住みやすい地域づくり	3.77	2.43	2.67
2	情報発信と参加しやすい仕組みづくり	3.60	2.42	2.68
3	介護予防と見守り体制づくり	3.92	2.60	2.95
4	地域の支え合いづくり	3.80	2.44	2.49
5	災害時の助け合いと体制づくり	3.93	2.26	2.64
6	ボランティアや地域の担い手づくり	3.87	2.24	2.71
7	一人ひとりが尊重され、活躍できる地域づくり	3.80	2.48	2.51
8	相談支援体制の充実	3.93	2.44	2.59
9	多様な人への支援体制づくり	3.87	2.53	2.76

※評価点が高い1位、2位に色付けをしています。

② 住民意見にみる主な課題と解決策

各評価項目に寄せられた住民意見では、各評価項目に共通して、担い手不足、地域のつながりの希薄化、情報伝達の不足が指摘されました。相談窓口の一元化、シルバー人材センターといった制度の利用方法の明確化を求める声もありました。

相談支援の利用やボランティア活動、地域活動への参加について「敷居、ハードルの高さ」が課題であるとする意見も頻出しました。世代や個々の立場に応じた情報発信を工夫し、住民同士で情報交換のできる関係づくりを推進しながら、分かりやすく参加しやすい支援や活動の体制を整備することが求められます。

評価項目		課題	解決策
1	みんなが住みやすい地域づくり	地域活動参加者の固定化、高齢化。つながりの希薄化、世代間の交流不足。相談場所の不足。	若い世代が参加しやすいイベントの企画。ボランティア活動にインセンティブ付与。
2	情報発信と参加しやすい仕組みづくり	デジタル情報の伝達の偏り、世代間格差。個人情報保護による近隣のつながりの希薄化。	デジタル情報と紙媒体情報の併用、デジタル機器を持たない住民への情報提供手段確保。
3	介護予防と見守り体制づくり	独居高齢者や老々介護の増加。見守り推進員のなり手不足。介護予防活動の参加者の固定化。	介護予防活動のマンネリ化防止。見守り活動の周知啓発。相談窓口の敷居を下げる工夫。
4	地域の支え合いづくり	コロナ禍による交流機会の減少、集合住宅の自治会加入率の低下。相互理解不足。	交流機会の創出(多世代や外国人)、個人情報に配慮した情報共有の仕組みづくり。
5	災害時の助け合いと体制づくり	訓練参加率の低さ。世代間の意識差。外国人や災害弱者への配慮。要支援者名簿の認知不足。	世代別の防災教育の実施。避難訓練の内容の見直し、実効性向上。個別避難計画の策定。
6	ボランティアや地域の担い手づくり	高齢化による担い手不足、若年層の参加意欲の低下。ニーズとのミスマッチ。情報伝達の偏り。	若年層向け活動の企画・実施。参加のハードルを下げる工夫。住民が情報発信できる仕組み。
7	一人ひとりが尊重され、活躍できる地域づくり	地域コミュニティの希薄化。制度・支援・窓口の情報伝達不足。相談や支援利用の敷居が高い。	転入者や集合住宅向けの地域活動の開催。窓口の一元化、相談しやすい雰囲気づくり。
8	相談支援体制の充実	相談窓口が分からず、利用に抵抗がある。相談窓口の連携不足。相談員の負担が大きい。	SNSなど広報活動の強化。相談窓口のPR月間設置。相談件数や相談事例の公表。
9	多様な人への支援体制づくり	集合住宅での孤立。外国人住民の増加、言葉や文化の壁。制度の狭間にいる人への支援。	交流機会の創出、見守り活動の推進、アウトリーチ支援。多言語対応の情報提供。研修の実施。

(3) 第2回住民同士の協議の場結果の概要

① 住民同士の協議の場の話し合いテーマ構成

各地区、まずは「地域課題」について意見を出し合い、「その解決に向けてできること」を3段階(自分、地域、今治市全体)で議論する構成で実施しました。

■住民同士の協議の場の進行イメージ

地域の課題について
意見を出し合いましょう



その地域課題を解決するために
地域の持つ強みを確認しましょう

地域課題を解決して目指す
「10年後の将来像」を
イメージしましょう

「1. 地域の課題」、「2. 地域の強み」、「3. 10年後の地域の将来像」を共有したところで、
地域課題の解決に向けて

4. 自分たちでできること

5. 地域でできること

6. 今治市全体で取り組みたい事項 について話し合いました。

② 主な意見のまとめ

特に重視されているのは「移動手段の確保」と「人とのつながり」です。①生活の足と場の確保(移動×居場所)、②多世代・多文化の交流促進、③資源活用と地域の魅力向上、④担い手育成と活動支援、⑤行政・社協との連携と情報共有の強化が重要です。持続可能で活気ある地域づくりのため、住民一人ひとりの主体的な行動から解決に取り組むことが求められます。

1. 地域の課題	少子高齢化でつながりや地域の機能が弱まり、人口流出や担い手不足の要因となっている。移動や買い物の不便、空き家・耕作放棄地の増加も顕在化。高齢者の生活課題対応が急務。
2. 地域の強み	挨拶と助け合いが根づき、女性会や老人会といった地域活動やボランティアが活発。自然・景観、歴史文化、産業基盤、教育・子育て環境が揃い、防災意識も高い。地域に愛着がある。
3. 10年後の 地域の将来像	誰もが交流し支え合える地域を志向。若者や子どもが増え、多文化が共生。移動手段や買い物・医療の利便性を高め、安心安全で美しいまちを実現。
4. 自分たちでできること	日常の声かけと雑談(井戸端会議)で関係づくり。行事参加や運営に関わり、清掃や見守りを継続。自己の健康維持に努め、地域の魅力や役立つ情報を発信・共有。
5. 地域でできること	食事会やミニ集会で交流を定着。行事を今の暮らしに合う形で見直し、多世代・多文化の居場所を拡充。清掃と防災訓練、施設・空き家の活用を促進。福祉課題を「お互い様」で支援。
6. 今治市全体で 取り組みたい事項	移動手段の充実と負担軽減を優先。行事・広報で魅力を発信し、地域活性化。子育て支援と高齢者支援を強化。空き家整備、道路等の環境改善、情報ツール導入と手続簡素化。

4 課題のまとめ

各種調査の結果から、本市の地域福祉の課題を整理しました。

(1) 地域格差と移動・交通手段の確保

本市では人口減少が続いている。特に島しょ部の減少が深刻で、令和3年から7年にかけて旧今治市の-4.3%に対し、旧越智郡島しょ部は-9.4%でした。1世帯当たりの平均人員数も島しょ部で特に少なく、高齢単独世帯や高齢者のみの世帯が増加し、自助努力では生活がままならない状況が想定されます。

地域による格差は、移動・交通手段の面で顕著になっています。市民アンケートでも、島しょ部は「交通手段の充実」を強く望んでおり、買い物や通院の不便さが大きな課題となっています。住民同士の協議の場では、コミュニティバス等の交通手段の拡充要望が多数寄せられました。地域の状況を踏まえた支援の拡充が急務です。

(2) つながりの希薄化と担い手不足

自治会の加入率は令和6年に70%を下回り、婦人会や老人クラブも団体数・会員数ともに減少が続いている。核家族化や集合住宅の増加などが影響し、地域コミュニティの弱体化とつながりの希薄化が課題です。こうした状況の中、『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくという視点が求められています。

特に若年層の地域活動への関心の低さが担い手不足の要因となっており、集合住宅の入居者や若年層への働きかけ方を工夫し、顔の見える関係づくりと担い手の確保を進める必要があります。

(3) 相談支援の充実

生活困窮の相談はコロナ禍で急増した後も高止まりし、虐待やDV、成年後見制度に関する相談は顕在化しています。外国人住民はこの数年で3割超増え、外国人相談窓口には外国人・日本人双方からの相談が寄せられています。これらは相談支援につながったケースですが、実際には、どこに相談するべきか分からず、支援の届いていない層も多数存在すると考えられます。

住民同士の協議の場では、相談支援の必要性の高さに反し、効果性と認知度が追い付いていない状況が明らかになりました。相談支援を利用するこの敷居の高さや情報漏洩も不安視されています。多様化・複雑化する支援ニーズに対応し、気軽に支援につながれる、包括的な相談支援が求められます。

(4) 情報発信・周知の最適化

地域住民と支援団体・事業所等の双方の視点から共通して挙がった課題が、「情報発信・周知不足」です。地域の状況や世代に合わせ、最適な手段で情報発信を強化する必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

一人ひとりが担い手となり 支え合い 共に輝くまちづくり

本市の地域福祉計画では、第1期から第3期にわたり、「つながりと支え合いのある 安心して暮らすことのできるまち」を基本理念として掲げてきました。そこには、住民同士のつながりを強め、新たな支え合いの輪を広げることで、誰もが安心して暮らせるまちを、住民・地域・行政が共に築いていこうという願いが込められています。

また、市社協の地域福祉活動計画では、第1期・第2期に「ともに生き、支え合うふれあいのまちづくり」を基本理念とし、第3期には「一人ひとりが輝き、人と地域をやさしく包むまち いまばり」を掲げました。これは、一人ひとりが尊重され、人や地域のやさしさに包まれて「この今治に住んでよかった」と心から思えるまちを目指す思いを表しています。

こうした理念を受け、本計画では行政と社協、そして住民が一層連携しながら進めていくため、従来の理念を継承しつつ発展させた「一人ひとりが担い手となり 支え合い 共に輝くまちづくり」を新たな基本理念として提案します。この理念は、地域に暮らす一人ひとりが役割を持ち、支え合いながら、その人らしく輝ける地域の姿を目指すものです。

本市は移住先として人気の高いまちであり、外国人人口が4,000人を超える(令和7年3月末日現在)多文化共生のまちでもあります。古くからのつながりを受け継ぐことはもちろん、生まれ持った背景や文化の違いを超えて互いを尊重し合い、支え合い、新しいつながりを生み出すことによっても、誰もが輝ける新たな可能性を広げたいと願っています。

この理念を基に、地域の一人ひとりが力を合わせ、誰もが安心して暮らせる今治市のまちづくりに取り組みます。

2 基本目標

基本理念「一人ひとりが担い手となり 支え合い 共に輝くまちづくり」を実現するため、次の4つの基本目標を定めます。

- 基本目標1 住民として気づき、みんなで参加しよう
- 基本目標2 つながり、支え合える地域をつくろう
- 基本目標3 地域の環境を整えよう
- 基本目標4 安心して共に暮らせるまちにしよう

■ 基本目標の位置づけイメージ



住民の参加を促す

基本目標1 住民として気づき、みんなで参加しよう

まずは一人ひとりが地域福祉への関心を高め、身近な活動に参加することが出発点となります。地方分権が進む中、福祉活動をはじめとしたまちづくりへの住民参画は必要不可欠です。住民一人ひとりが地域の魅力と課題に気づき、無理なく、自分にできることから地域の活動に関わることを促します。

参加した住民によるコミュニティ形成

基本目標2 つながり、支え合える地域をつくろう

参加した人々がつながりを持ち、誰もが役割を持って互いの存在を認め合い、そして時に支え合うことで、豊かな地域コミュニティが形成されます。近所付き合いをはじめとした地域での交流を活発化させ、住民同士がお互いに理解を深め、地域の課題を見つけて解決に向けた取組を行うことが重要です。日頃からの支え合いや見守り体制の整備を通じて、地域力の向上を図ります。

コミュニティを支える環境整備

基本目標3 地域の環境を整えよう

コミュニティが持続的に活動できるよう、環境を整えることが重要です。個人や団体だけでは解決できない課題に対しても、住民・地域・行政が地域福祉推進の担い手として共通認識を持ち、連携して対応することで、より充実した支援が可能になります。

そのため、福祉活動の拠点づくりや社会活動に意欲的な高齢者など新たな人材の活用を視野に入れた人材育成、DX活用など、地域づくりを支える環境整備を推進します。

行政による支援とセーフティネット

基本目標4 安心して共に暮らせるまちにしよう

自助・互助・共助の力を活かしつつ、行政や社協が福祉制度や相談支援を充実させることで、制度の「狭間」にある人も含めて誰もが安心できるセーフティネットを提供します。多様化する住民ニーズに対応するため、権利擁護制度や生活支援に関する事業等を総合的に整備し、共助と公助の連携を強化することで、全ての人が安心して暮らせるまちを目指します。

3 第4期計画の重点取組

本計画で特に重点的に取り組むべき7つの項目を設定しました。本市の全ての福祉施策に関わる取組として、強力に推進します。

重点取組1 地域福祉におけるDXの促進

目的

福祉のあらゆる取組にDXを積極的に活用して、市民の利便性の向上や福祉現場の業務効率化を図ることにより、全ての人にとって、もっと便利で住みよいまちを目指します。

現状と課題																											
<ul style="list-style-type: none">・人口減少が進行する中、これまで同様のサービス水準の維持は困難。・少子高齢化に伴う地域格差の拡大が懸念される。 <p>■地区別高齢化率(R7.3)</p> <p>The map shows the former Echizen region with three areas labeled: Old Echizen Island Area (島しょ部) at 49.0%, Old Echizen Land Area (陸地部) at 40.6%, and Today City (旧今治市) at 32.8%.</p>	<ul style="list-style-type: none">・福祉に関する情報発信が団体の課題であり、情報の伝達不足が市民の感じる地域福祉の課題である。・福祉に関する情報は、若い世代はインターネット・SNSから入手するのが主流である。 <p>■年齢別情報入手手段</p> <p>A stacked bar chart showing the percentage of different information sources used by age group. The x-axis represents the percentage from 0% to 100%. The y-axis lists age groups: 75歳以上, 65～74歳, 40～64歳, 40歳未満. The legend indicates four sources: 広報紙 (green), テレビ (blue), インターネット・SNS (yellow), and 新聞 (dark green).</p> <table border="1"><thead><tr><th>年齢</th><th>広報紙</th><th>テレビ</th><th>インターネット・SNS</th><th>新聞</th></tr></thead><tbody><tr><td>75歳以上</td><td>~50%</td><td>~20%</td><td>~10%</td><td>~20%</td></tr><tr><td>65～74歳</td><td>~50%</td><td>~15%</td><td>~10%</td><td>~15%</td></tr><tr><td>40～64歳</td><td>~40%</td><td>~20%</td><td>~20%</td><td>~20%</td></tr><tr><td>40歳未満</td><td>~30%</td><td>~20%</td><td>~30%</td><td>~20%</td></tr></tbody></table>	年齢	広報紙	テレビ	インターネット・SNS	新聞	75歳以上	~50%	~20%	~10%	~20%	65～74歳	~50%	~15%	~10%	~15%	40～64歳	~40%	~20%	~20%	~20%	40歳未満	~30%	~20%	~30%	~20%	<ul style="list-style-type: none">・福祉人材の不足に対応するため、定型的・反復的な事務作業はデジタル化・自動化で代替し、職員等の負担軽減を図ることが求められる。・地理的な制約、年齢、性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もがデジタル化の恩恵を享受できる環境が必要。・利便性を実現させながらも、親しみや関係性は重視し、人と人とのつながりをより大切にするための手段としてDXを活用する。
年齢	広報紙	テレビ	インターネット・SNS	新聞																							
75歳以上	~50%	~20%	~10%	~20%																							
65～74歳	~50%	~15%	~10%	~15%																							
40～64歳	~40%	~20%	~20%	~20%																							
40歳未満	~30%	~20%	~30%	~20%																							

地域福祉にDXを活用し、人の負担軽減や地域格差・情報格差の是正が必要

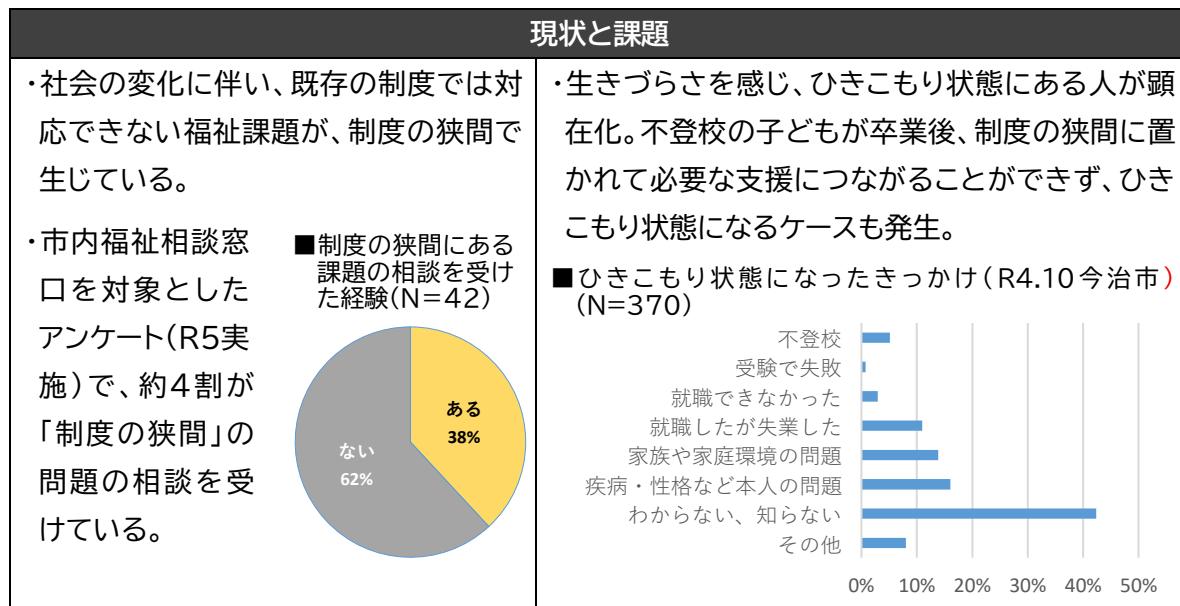
実施する主な取組

- 住民の利便性向上・負担軽減のため、オンライン相談や電子申請など、住民がアクセスしやすい福祉サービスの提供を積極的に推し進め、遠隔地でも同等のサービスが受けられるよう、デジタル技術による支援で地域格差の是正を図ります。
- 全ての市民がDX活用の恩恵を享受できるよう、特に高齢者の方々を対象としたデジタルリテラシーの向上に向けた施策を積極的に推進します。

重点取組2 制度の狭間に対する支援の展開(重層的支援体制整備)

目的

既存の福祉制度や行政サービスの対象外である「制度の狭間」の人々に対して、属性を問わない相談支援や、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を展開し、地域における包括的な支援体制の整備を推進します。



属性を問わない、全ての人のための支援体制が必要

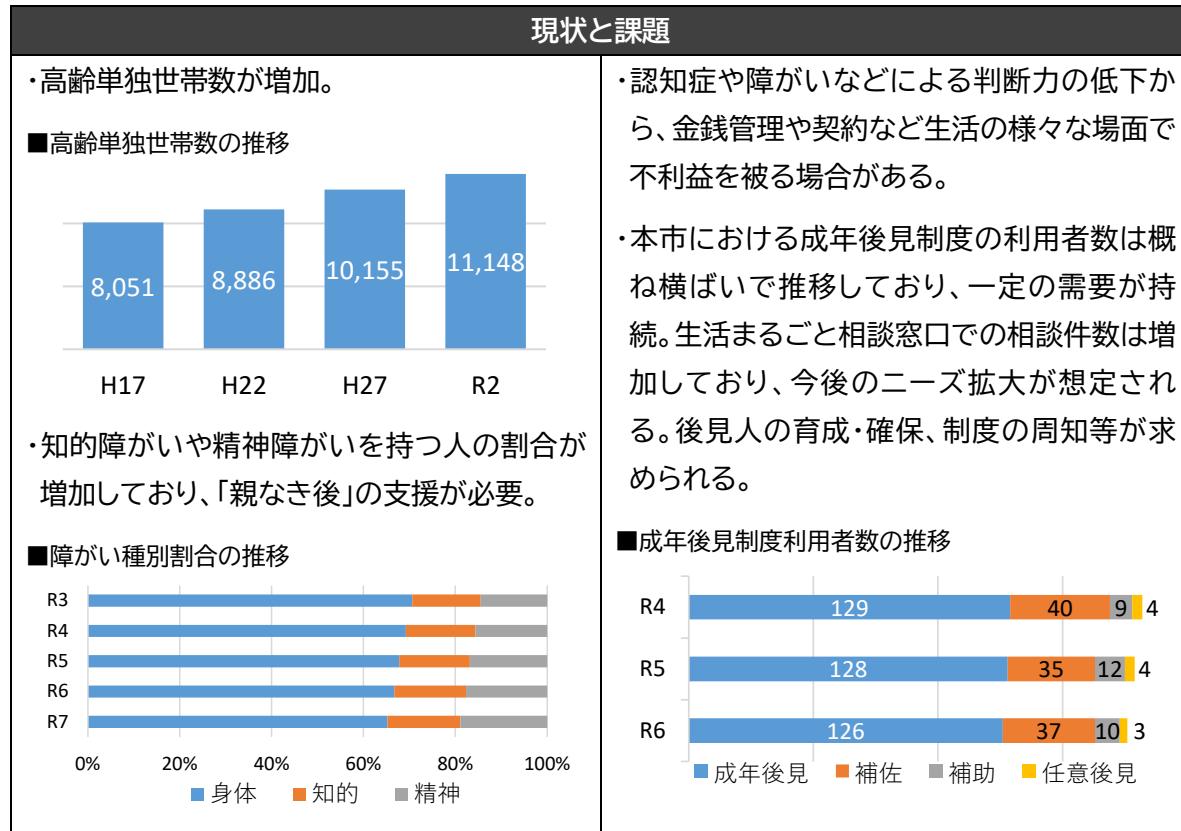
実施する主な取組

- 既存の福祉制度や行政サービスの対象外である「制度の狭間」の人々に対して、柔軟かつ包括的な支援を展開します。
- 不登校の子供たちが卒業後、自らの役割と居場所を獲得できるように18歳以降も切れ目ない伴走支援を行うため、教育機関・支援関係機関の連携強化を行います。
- 再犯を防止し、全ての人が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、犯罪をした人も含め、誰もが孤立することなく、円滑に社会復帰し、地域の一員として役割を果たせる体制づくりを推進します。
- 社会福祉法人による公益的な活動を促進し、地域の福祉課題解決に向けた支援体制を強化します。法人間の連携や地域との協働を通じて、包括的な支援を実現します。
- 制度の狭間、複合的な支援ニーズに対応するため、重層的支援体制整備事業における各事業（包括的相談支援、参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、地域づくり支援）を実施し、包括的な支援体制の構築を図ります。

重点取組3 権利擁護の推進

目的

立場にかかわらず、全ての人の生まれ持ったかけがえのない権利が守られ、その人らしく暮らし続けていくことができる地域の実現を目指します。



身寄りのない人や判断力に不安がある人を、地域で支える仕組みが必要

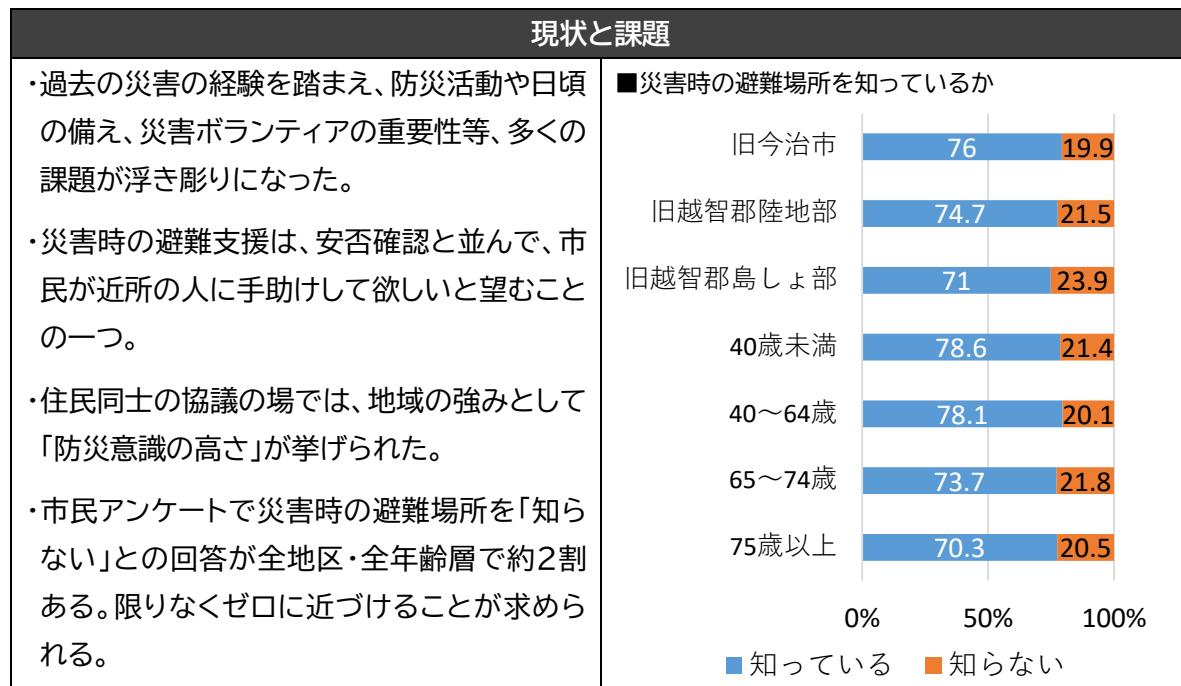
実施する主な取組

- DV・虐待対応や相談支援、成年後見制度及び福祉サービス利用援助事業の活用など、総合的な権利擁護支援策を推進します。
- 身寄りのない高齢者等が地域で安心して暮らし続けられるよう、見守りや居住支援、終活支援などを含む包括的な支援体制を整備します。
- 関係機関と連携したセミナー開催等、「親なき後」の障がい者の自立を支援します。
- 成年後見に関する協議会を主催するほか、広報・相談・後見利用促進・受任者調整・市民後見養成業務等、成年後見制度の利用促進に努めます。

重点取組4 災害レジリエンスの強化

目的

過去の災害の経験を糧に、災害時の困難に立ち向かい、乗り越えるたくましさを持った地域を目指します。



地域の全員が徹底的に備え、誰も取り残さない体制づくりが必要

実施する主な取組

- 災害時に避難支援が必要な者を調査し、同意を得た者の名簿を支援協力団体に事前に配布する事で、迅速かつ的確に避難できる支援体制づくりを進めます。
- 避難所の環境整備や衛生管理、被災者のメンタルケア等、災害関連死を防止する各種取組を実施します。
- 災害ボランティアセンターの充実に努め、平時からの研修・受入訓練を実施し、発災時はマッチング、資機材手配、情報発信を迅速に行える体制を整備します。
- 罹災証明や各種給付申請、住まい確保、就労・福祉サービスにつなぐ相談窓口の設置等、被災後の生活再建力向上に取り組みます。
- 要配慮者名簿の活用と個別避難計画の作成、多言語・やさしい日本語による周知、福祉避難所の運営訓練と合理的配慮の徹底など、防災・減災への福祉的視点を強化します。

重点取組5 小地域福祉活動の推進

目的

生活の課題や身近な困りごとについて、小地域の中で話し合い、支え合って解決できる、つながりの根づいた地域を目指します。

現状と課題																										
<ul style="list-style-type: none">・計画策定に係る各種調査で、地域によって異なる傾向や課題、固有の強みがみられた。・島しょ部は交通手段の確保など生活課題が深刻である一方、住民間のつながりは強い。・都市部は地域活動の参加者減などつながりが薄れつつある一方で、多様性の理解は進んでいる。 <p>■支援が重要だと思う課題</p> <table border="1"><caption>支援が重要だと思う課題 (%)</caption><thead><tr><th>課題</th><th>旧今治市</th><th>旧越智郡陸地部</th><th>旧越智郡島しょ部</th></tr></thead><tbody><tr><td>缺乏感</td><td>40</td><td>45</td><td>48</td></tr><tr><td>交通・移動手段</td><td>55</td><td>58</td><td>52</td></tr><tr><td>多文化共生</td><td>20</td><td>15</td><td>18</td></tr><tr><td>地域のつながり</td><td>42</td><td>45</td><td>48</td></tr><tr><td>子どもの貧困</td><td>45</td><td>48</td><td>42</td></tr></tbody></table>	課題	旧今治市	旧越智郡陸地部	旧越智郡島しょ部	缺乏感	40	45	48	交通・移動手段	55	58	52	多文化共生	20	15	18	地域のつながり	42	45	48	子どもの貧困	45	48	42		<ul style="list-style-type: none">・國の方針でも、「住民に身近な圈域」において住民主体で地域の生活課題を解決する重要性が示されている。・全国的に孤独・孤立の問題が顕在化。本市でも近所付き合いの希薄化がみられる。小地域活動の活性化そのものが、顔の見える関係づくりや交流に役立つことが期待される。・高齢単独世帯は増加しており、見守りなど身近なつながりを基にした支え合い活動のニーズが高まっている。
課題	旧今治市	旧越智郡陸地部	旧越智郡島しょ部																							
缺乏感	40	45	48																							
交通・移動手段	55	58	52																							
多文化共生	20	15	18																							
地域のつながり	42	45	48																							
子どもの貧困	45	48	42																							

小地域の実情に応じた取組と、身近な支え合い活動の仕組みが必要

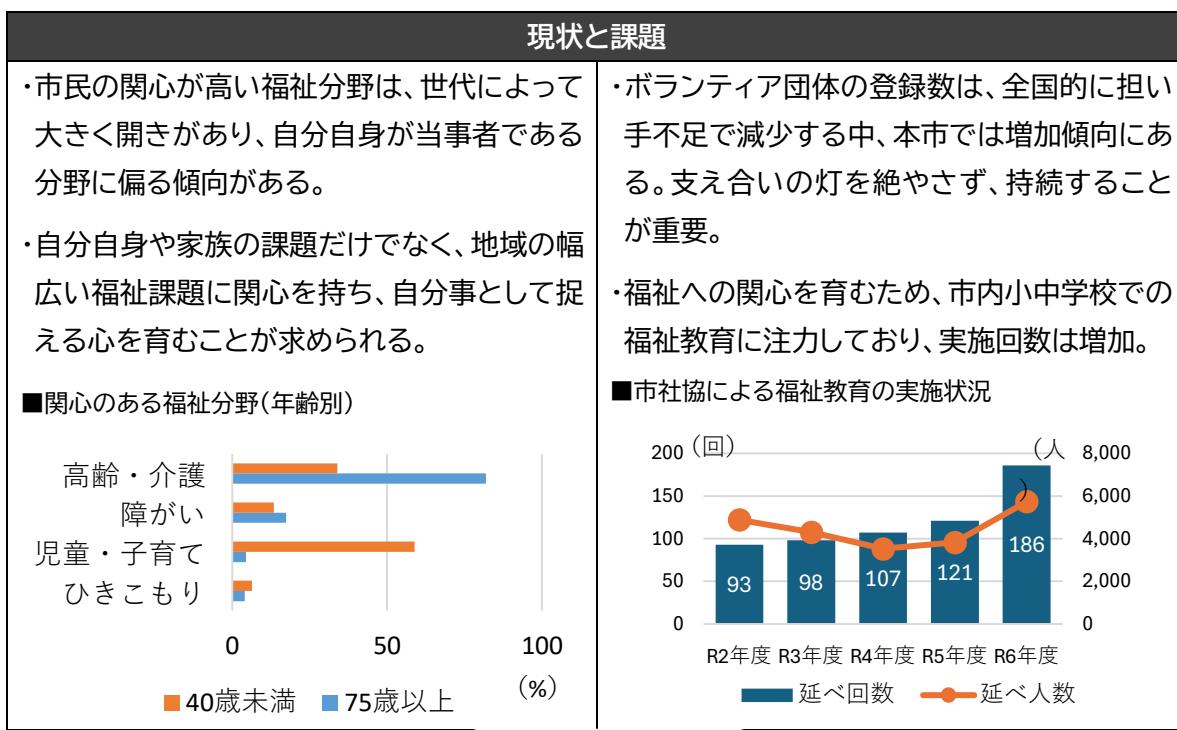
実施する主な取組

- 人口減少に対応した地域の居場所づくりと交流の促進に向け、公民館等を活用し、世代・国籍を越えたサロンやイベントを実施します。
- アウトリーチ（訪問活動）によるニーズ発見から、関係機関等との情報共有を行い、支援が途切れることなく継続できる体制を強化します。
- 配食サービス等を活用しながら、見守り・安否確認の仕組みを強化します。
- 住民主体の生活支援を推進し、買い物・ごみ出し・外出付き添い等の支え合い活動を後押しし、持続的な仕組みづくりに取り組みます。
- 小地域活動支援の中心となる活動組織（校区地区社協など）の基盤強化に努めます。
- 住民同士の協議の場の継続実施や小地域活動への参加促進を通じ、多様な担い手の発掘・育成を行います。
- 専門職との連携を強化し、地域固有の課題や個々のケース、複合課題へ一体的に対応します。

重点取組6 福祉教育の推進

目的

学校・地域・関係機関が連携し、福祉教育を継続的に実践することで、地域に暮らす一人ひとりが福祉課題を自分事として捉え、互いに支え合う心を育み、誰もが安心して暮らせる地域の実現を目指します。



地域における支え合いの重要性を身に付けるため、継続的な福祉教育が必要

実施する主な取組

- 出前講座や住民同士の協議の場の開催により、地域住民の自分事意識の醸成に努めます。
- 交流会や地域活動、当事者講演の実施を通し、多様な人々の相互理解と関係性の構築を図ります。
- 地域共生社会の実現に向け、幅広い分野との連携・協働を促進します。
- 学校・地域・関係機関との連携による福祉教育を実施します。地域全体で子どもたちの学びを支える、持続可能な福祉教育推進体制の構築に努めます。

重点取組7 多文化共生の推進

目的

多様な国籍や生き方の人々が、互いの文化的な違いを尊重し、対等な関係を築きながら、地域社会の一員として共に生きられる地域社会の実現を目指します。

現状と課題																						
<ul style="list-style-type: none">本市の外国人人口は増加傾向にあり、総人口の3%を占める。在留外国人の国籍は、フィリピン(43%)、中国(17%)、ベトナム(17%)など。 <p>■在留外国人の国籍・地域別割合 (R6.12)</p> <table border="1"><thead><tr><th>国籍</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>フィリピン</td><td>43%</td></tr><tr><td>中国</td><td>17%</td></tr><tr><td>ベトナム</td><td>17%</td></tr><tr><td>インドネシア</td><td>8%</td></tr><tr><td>ミャンマー</td><td>3%</td></tr><tr><td>ネパール</td><td>3%</td></tr><tr><td>韓国</td><td>2%</td></tr><tr><td>カンボジア</td><td>2%</td></tr><tr><td>その他</td><td>5%</td></tr></tbody></table>	国籍	割合	フィリピン	43%	中国	17%	ベトナム	17%	インドネシア	8%	ミャンマー	3%	ネパール	3%	韓国	2%	カンボジア	2%	その他	5%	<ul style="list-style-type: none">本市在住外国人アンケートでは、生活上の課題として「近所の人と会話ができない」「病院で言葉が通じない」等が挙げられている。日本語能力に課題のある層は、生活ルールの理解が不十分で、生活の困りごとを抱える傾向がみられた。本市では日本語教室や通訳派遣ボランティアを実践しているが、周知に課題があり、支援の届いていない人がいると考えられる。また、担い手の人材不足も課題。	<ul style="list-style-type: none">国際交流に取り組む団体が連携し、ネットワークを強化することが求められる。住民同士の協議の場で外国人等との分断が課題として浮上。改善策として「外国人が困りごとを抱えた際の緊急連絡先の周知」「交流機会の充実」等が挙げられた。本市では令和5年4月から「今治市パートナーシップ宣言制度」を導入し、誰もが自分らしく暮らしていける今治市を目指している。
国籍	割合																					
フィリピン	43%																					
中国	17%																					
ベトナム	17%																					
インドネシア	8%																					
ミャンマー	3%																					
ネパール	3%																					
韓国	2%																					
カンボジア	2%																					
その他	5%																					

多様な生き方や文化を持った人々と共に生きる仕組みが必要

実施する主な取組

- 福祉情報の多言語対応など外国人向けの生活支援、相談体制の充実に取り組みます。相談窓口では「やさしい日本語」での対応、ICT(翻訳アプリ等)を活用した多言語対応を行います。
- 外国人住民の地域活動(自治会・ボランティア活動・消防団等)への参画支援や、外国人コミュニティとの連携・協働により、同じ地域に住む一員として共に生きる社会づくりを推進します。
- 防災メールの多言語対応やアプリ・SNSによる発信等、災害時等の情報発信を充実します。また、外国人住民を含めた防災教室の開催など、平常時からの防災啓発に取り組みます。
- 外国人やLGBTなど、多様な生き方や文化への相互理解を促進します。外国人が多く居住する地区で地域住民との交流会やLGBT当事者の講演会の開催に取り組みます。
- 関係機関との連携を強化し、多世代交流や地域でのつながりを広げる活動を推進します。

4 施策体系

基本理念

一人ひとりが担い手となり 支え合い 共に輝くまちづくり

重点取組

- | | |
|----------------------------------|---------------|
| ① 地域福祉におけるDXの促進 | ④ 災害レジリエンスの強化 |
| ② 制度の狭間にに対する支援の展開
(重層的支援体制整備) | ⑤ 小地域福祉活動の推進 |
| ③ 権利擁護の推進 | ⑥ 福祉教育の推進 |
| | ⑦ 多文化共生の推進 |

基本目標

施策の方向

基本目標1 住民として気づき、 みんなで参加しよう	(1)地域活動参加のきっかけづくり
	(2)福祉に対する意識の醸成
	(3)健康づくり・介護予防の推進
基本目標2 つながり、支え合える 地域をつくろう	(1)見守り等による安全・安心な地域づくり
	(2)地域防災の体制づくり
	(3)地域で支え合う仕組みづくり
基本目標3 地域の環境を整えよう	(1)地域活動推進のための環境づくり
	(2)地域福祉を担う人材育成
	(3)ボランティア・市民活動の充実
基本目標4 安心して共に暮らせる まちにしよう	(1)包括的な支援体制の充実(重層的支援体制整備)
	(2)連携の仕組みづくり
	(3)支援が必要な人への対策
	(4)権利擁護活動の推進
	(5)制度の狭間にある人への支援